

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第49号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （契約の保証） 第4条（略） 2～10（略） <u>11 受注者は、第5項又は第7項の規定による証券の差し入れに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証を行う者が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該証券を差し入れたものとみなす。</u></p> <p>（検査及び引渡し） 第32条（略） 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（前金払） 第35条（略） 2（略） <u>3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （契約の保証） 第4条（略） 2～10（略）</p> <p>（検査及び引渡し） 第32条（略） 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（前金払） 第35条（略） 2（略）</p>

4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に第1項の前払金又は第2項の中間前払金を支払わなければならない。

5 (略)

6 工事内容の変更その他の理由により請負金額が増額した場合において当該増加額が変更前の請負金額の10分の3を超える場合は、受注者は、その増額後の請負金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる要件に該当するときは、その増額後の請負金額の10分の4に当該増額後の請負金額の10分の2を加えた額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

7 (略)

8 (略)

9 発注者は、第7項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により中間前払金の支払の要件を満たさなくなつたと認めた場合は、受注者に対して通知するものとし、受注者は、当該通知を受けた日から30日以内に、受領した中間前払金を発注者に返還しなければならない。この場合において、返還額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、前項の規定を準用する。

10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかつたとき、又は前項の期間内に中間前払金を返還しなかつたときは、その未返還額につき、第7項又は前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

11 第1項、第2項及び第6項の規定による前払金及び中間前払金（継続工事にあつては、各年度の前払金及び中間前払金）は、第38条の規定による部分払を請求している場合（継続工事にあつては、当該年度に部分払を請求している場合）においては、請求することができない。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項（別表において準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合においては、あらかじめ、保証契約を変更し、

3 発注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に第1項の前払金又は前項の中間前払金を支払わなければならない。

4 (略)

5 工事内容の変更その他の理由により請負金額が増額した場合において当該増加額が変更前の請負金額の10分の3を超える場合は、受注者は、その増額後の請負金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる要件に該当するときは、その増額後の請負金額の10分の4に当該増額後の請負金額の10分の2を加えた額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 (略)

7 (略)

8 発注者は、第6項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により中間前払金の支払の要件を満たさなくなつたと認めた場合は、受注者に対して通知するものとし、受注者は、当該通知を受けた日から30日以内に、受領した中間前払金を発注者に返還しなければならない。この場合において、返還額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、前項の規定を準用する。

9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたとき、又は前項の期間内に中間前払金を返還しなかつたときは、その未返還額につき、第6項又は前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

10 第1項、第2項及び第5項の規定による前払金及び中間前払金（継続工事にあつては、各年度の前払金及び中間前払金）は、第38条の規定による部分払を請求している場合（継続工事にあつては、当該年度に部分払を請求している場合）においては、請求することができない。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第5項（別表において準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合においては、あらかじめ、保証契約を変更し、

<p>変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、<u>前条第7項</u>（別表において準用する場合を含む。）又は<u>第9項</u>の場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>（部分払）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、<u>前条第6項</u>（別表において準用する場合を含む。）又は<u>第8項</u>の場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>（部分払）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4・5 （略）</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第32条第2項及び第38条第3項の改正は、公布の日から施行する。